地域計画実現対策支援と所有者不明農地対策の実績

農地カルテ34枚作成

令和6年度末までの地域計画策定のため、市町村農業委員会が実施した将来の農地利用意向調査では「自己耕作」「農地を貸したい」「今後検討」などの項目から選択する手法としていた。

これは、①農地利用の意向調査②意向結果の集約・分析・地図作成③集落での話し合い（協議の場）＝集落座談会④地域計画策定の手順を、2年間で取組む必要があったため、多くは①②を5年度に完成させ、③④を6年度に取組む計画であった。そのため①の意向調査で回答項目を増やし、「農地を貸したい」意向を持つ農家の詳細な条件までは把握することができなかった。

その結果、集落座談会で農地を貸したいと回答した農家からは「誰でもいいのですぐに貸したい」や「安心できる地域の担い手に貸したい」「果樹を栽培されると困る」「水路が破損し水がこないが借りてもらえるか」など様々な意見が示された。府は地域計画の実現のため、これら農地を貸したいとする農家のより詳細な貸付条件を確認した上で、同じ条件の農地をとりまとめた「農地カルテ」を作成し、担い手や新規就農希望者などに情報提供することで、農地貸借を円滑に進めることを目的に「高度利用農地確保事業」を7年度に創設。農業会議が本事業を受託し「地域計画実現対策支援事業」として9市町村14地区で取組んだ。聴き取り調査件数等の結果は表1のとおりで34枚の農地カルテを作成した。

また、農業委員会が農家意向調査を行った際に、相続や転居の届出がなされていないため、農地所有者が不明となっている農地が散見された。今回、農業会議が実施した聴き取り調査でも、宛先不明で返信される調査票が複数存在した。

そこで、国庫事業の「所有者不明農地対策事業」を活用し、3町村農業委員会に戸籍の取得などの協力を得ながら、転居先や相続人を確認し、その宛先に意向調査票を郵送し、意向確認に取組んだ。その結果は表2のとおりで、本事業に取組んだ3町村では所有者全員の所在が特定でき、「農地カルテ」を1枚作成できた。

農業会議では8年度も府事業を受託するとともに、国庫補助事業を活用し「農地を貸したい」意向を持つ農家の詳細な条件の聴き取りを通じて、引き続き農地を活かす取組を続ける。

（藤岡）

表－1　地域計画実現対策支援・所有者不明農地対策事業
令和７年度活動実績

No.	市町村	対象地区	調査対象農家数	※1調査済農家数	作成カルテ数
1	高槻市	奈佐原	1	1	1
		田能	4	4	2
		上牧	1	1	1
2	能勢町	地黄	51	40	3
3	太子町	太子	7	5	1
4	河南町	平石	12	8	2
		加納	5	5	0
5	千早赤阪村	水分	14	6	2
6	羽曳野市	広瀬・東阪田	2	2	0
		壷井・通法寺	21	4	5
7	松原市	三宅	192	19	0
8	田尻町	吉見・嘉祥寺	305	146	8
9	河内長野市	小山田	5	5	3
		加賀田	39	19	6
合計	9市町村	14地区	659	269	34※2

※1　調査済農家数には面談、電話、郵送を含む
※2　内訳：活用中26、作成中5、その他3

表－2　うち所有者不明農地対策事業
令和７年度活動実績

No.	市町村	調査対象農家数	※調査済農家数	作成カルテ数
1	能勢町	5	3	0
2	千早赤阪村	4	2	1
3	田尻町	3	2	0
合計	3市町村	12	7	1

※調査済農家数には面談、電話、郵送を含む

大阪農業時報
発行所
大阪府農業会議
大阪市中央区農人橋２-1-33
JAバンク大阪信連事務センター3階
電話 直通 06(6941)2701～2
http://www.agri-osaka.or.jp
発行人 中谷　清

年金のお受け取りはJAで
JAバンク大阪(JA/信連)
JAバンク大阪へ　検索

主な記事

◎労災保険加入義務化に向けて
雇用体制強化事業……2面
◎7年度は新たに10人加入
農業者年金加入推進強化を
……4面

風速計

農業をとりまくバイアスの中には、エネルギー対策における農地の規制緩和の問題がある◆食料・農業・農村基本計画の柱の一つに食料安全保障の確保があげられ、その対策として、農地を守り、担い手を確保し、生産性を高め、所得を上げるとある◆令和6年4月に「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」が示され適正な審査が求められている◆一方、新規・継続案件で下部農地の利用に支障を生じている事例が散見される◆農地を守るため、昨年7月に設置された有識者会議では、望ましい営農型太陽光発電の考え方として、発電設備に関すること、営農に関すること、地域との共生に関すること等が検討された◆新ガイドライン等で改正審査基準が示されることを期待する。今後も農業生産と発電を両立するという本来の姿になるよう厳しい審査が不可欠である。

（増山）

労災保険加入義務化に向けて
雇用体制強化事業

労災保険は、原則として労働者を使用するすべての事業主に加入義務があるが、農業の場合は、法人経営と5人以上を雇用する個人経営は強制適用であるものの、5人未満の個人経営では「原則として任意（暫定任意適用事業）」として未加入が認められている。

従業員の業務災害については、事業主が労働基準法に基づく災害補償責任を負うが、労災保険給付が行われる場合にはこの責任は免除され、労災保険が事業主の災害補償責任を担保する役割を果たしている。一方、暫定任意適用で労災保険に未加入の事業主にも従業員に対する災害補償責任はあり、これが経営リスクとして存在している。

農作業事故が絶えない中、今後、農業の5人未満の個人経営についても従業員の労災保険加入が義務化される見通しである。

今回、農水省はこれら労働関係法制の見直しに対応するための体制づくり等を中心とした「雇用体制強化事業」を新たに創設。

大阪府農業会議も同事業を活用して、社会保険労務士等の指導のもと、関係機関・団体、市町村農委等との連携・協力を得ながら府内農業者への制度周知や相談窓口の設置など、労災保険の加入支援に取り組むこととしている。（光崎）

先進技術で大阪農業の強化を
大阪府がDX推進戦略策定

大阪府は令和8年3月、農業分野への先進技術導入の推進を図る「大阪農業DX推進戦略」を策定した。

同戦略の前身として令和2年度に策定された「大阪府スマート農業推進指針」では、令和7年度までに先進技術の導入農業者150人という目標を掲げていたところ、令和6年度末時点で導入農業者は158人に達し、計画を上回るペースで推移。

一方で、生産年齢人口の減少により担い手不足が顕在化していることから、各経営体における生産性の向上だけでなく、農業経営全体や地域・産地の生産体制全体にわたる効率化が不可欠であり、そのためのDX活用を推進する内容に改定している。

施設園芸については、環境制御技術導入を一層推進するとともに、水なすやいちごなどの高収益作物への重点投資により更なる収益力の向上を図る。

また、大阪農業の持続的成長という視点では、各業務単位でのデータ化や省力化に留まらず、業務プロセスの刷新により経営全体のDX化を図ることで、地域全体の支援のほか、熟練農業者の技術のデジタル継承なども進める。

生産体制全般にわたるDX対応については、都市農業を活かす先進技術の拡大や、産学官民の共創や企業誘致を通じた大阪型モデルの創出を掲げている。

大阪府担当者は「大阪発のDXを農業構造の変革につなげ、大阪農業の成長産業化を図っていきたい」と話す。（沼田）

府農業振興地域整備基本方針
農用地確保に向けて見直し

大阪府はこのほど「大阪府農業振興地域整備基本方針」を変更し、3月26日に府公報で公表した。

令和17年（目標年）の大阪府における確保すべき農用地区域内農地面積の目標について、国基本指針で示された基準を踏まえ3947ヘクタールと設定。

また、農業生産基盤の整備及び開発の方向として農業経営の高収益化に向けた施設整備について記載したほか、農用地等の保全に向け、地域計画に基づく担い手への農地の集積・集約の推進に関する内容も追加。

さらに、農用地等の確保に向けて、非農業的土地需要への対応についても記載。都市的土地利用と農業的土地利用との計画的な調整、農振法・農地法等関係法令の適切な制度運用を図る。

大阪府担当者は、「食料の安定供給の確保と、そのために必要な農用地等を確保する旨が国基本指針に明記されたことを踏まえ、府基本方針を見直した。農地は食料供給の場であるとともに、国土・環境保全、教育・福祉など多様な公益的機能を有しており、農地の確保と有効利用が重要である。今後は市町村と協議し、地域の意向や土地利用動向を踏まえ、農業振興地域の拡大を積極的に推進したい」と話す。（沼田）

月間農政ファイル
3・21～4・20

4・3　政府は主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案を閣議決定した。米の安定供給に向けて新たに加工・中食・外食の事業者の取引実態を把握する他、需要量の増加等による供給不足にも対応できるよう、備蓄の目的を見直す。また、生産調整に関する規定を削除し、需要に応じた生産の責務既定を新設する。

4・3　政府は種苗法の一部を改正する法律案を閣議決定した。国内で育成された新品種の育成者保護を強化するため、育成者権の存続期間を10年延長する他、品種登録出願中の種苗の輸出を差し止められる仕組みなども盛り込む。

4・8　農水省は、水田活用の直接支払交付金の見直しの方向性の案を示した。非主食用米や麦、大豆、飼料作物については、生産性向上に向け、10アール当たりの収量に応じた単価で支援し、収量基準は地域差に配慮。また、主食用米のうち業務用米については、当面、単収向上等を支援する。

ネイチャーポジティブ社会実現へ

おおさか環農水研シンポジウム

（地独）大阪府立環境農林水産総合研究所は３月26日、昨年12月に急逝した石井実理事長のもとで推進してきた重点テーマのひとつ「ネイチャーポジティブ社会の実現に向けた取組」について、成果や今後の方向性を共有するため、シンポジウム「ネイチャーポジティブ社会の実現に向けて～石井実理事長と歩んだ６年～」を開催。大阪府、関連団体、事業者（企業）など２１８人が出席した。

はじめに、環境省自然環境局自然環境計画課の奥田青州地域ネイチャーポジティブ推進室長が講演。絶滅危惧種であっても生息環境を保全することで速やかに個体数が回復する種に限り調査研究や環境教育での捕獲を可能とする「特定第二種国内希少野生動植物種制度」を紹介し、対象となる種の選定には石井氏の多大な貢献があったと述べた。

続いて、大阪公立大学大学院農学研究科の平井規央教授が「昆虫学者から見た里山～石井実先生に学んだこと」をテーマに話題提供を行った。石井氏が取り組んだ蝶類の研究の一例として、イチモンジセセリが長距離移動を行う仮説の検証を目的としたマーキング調査や、ギフチョウが成虫になるまでに２回の休眠を経ることを明らかにした生態調査を紹介した。

最後に、同研究所の取り組み紹介として中嶋昌紀理事と職員３名が登壇。石井氏の理念「地域社会に開かれた知と技術の『信頼』拠点をめざす」を受け継ぎ、地域と連携した取り組みを今後も発展させていく方針を報告した。（林佑）

シンポジウムに合わせて石井氏ゆかりの昆虫標本等の展示も行われた

セミナーでの販売手法を実践

受講農家がなんば駅でマルシェ

３月９日、農業ビジネススクール「トップ経営販売戦略強化セミナー」の受講生らによる「大阪産(もん)マルシェ at 南海なんば駅」が開かれた。

同セミナーは、大阪農業をけん引する主力農業者の育成を目的として、大阪府とＪＡグループ大阪が令和７年度に共同で実施。先進農家や現役のバイヤー、小売業者などを講師とする全７回の研修で、受講生らは消費者ニーズの把握や販売戦略の立案等について学んだ。

消費者へ直接販売する実践の場として実施したマルシェでは、イチゴ、たまねぎ、ほうれんそうなど受講生自ら生産した農産物を持ち寄り、対面による消費者の反応を踏まえ各々が工夫しながら販売し、好評を博した。

人通りの多い難波駅改札前のブースに多くの客が訪れた

数値によるブランド化など実践へ

羽曳野市・吉川幸一郎さん

マルシェに参加した羽曳野市の吉川幸一郎さんは、イチジクを中心に多品目を栽培。この日はジャムやネギ、ソラマメ菜などを直売し、地元のマルシェとは違い、改札前を早足で行き交う客層に対し第一印象で伝える工夫について試行錯誤した。

セミナーでは、先進農家による成分分析を根拠とした数値に基づくブランド化や、百貨店バイヤーによる青果売場での配置・見せ方の重要性に関する研修が特に印象に残ったという。

今後は、「自身の農産物の強みをしっかり分析し、データとともに発信したい」と意気込む。（沼田）

自身も直売所や通販に取り組む吉川さん。「今後の販売に活かしたい」と話す

7年度は新たに10人加入
農業者年金加入推進強化を

令和7年度の府内農業者年金新規加入者数は10人となり、前年度より3人減少となった。内訳は八尾市が3人、柏原市が2人、岸和田市、貝塚市、東大阪市、大阪市、堺市が各1人。このうち20～39歳（若者）の加入者が5人、女性は2人となった。

節税効果も期待 効果的な周知活動を

農業者年金制度は、農業者の老後生活の安定及び福祉の向上と農業者の確保に資することを目的とした公的な年金である。保険料の全額が社会保険料控除の対象となる節税効果など、都市部でも活用できる担い手支援策となっている。

令和8年度の税制改正事項には、保険料の上限額を現行の月額6万7千円から7万4千円へ引き上げた後も現在の税制上の措置を適用する旨が明記された。これによりさらなる節税効果が見込まれ、より一層周知活動に努めることが重要となった。

また、将来の地域農業を担う若手農業者や、重要な担い手でありながら加入率の低い女性農業者への働きかけは依然として大きな課題である。

受給額は加入者が積み立てた保険料とその運用益によって決定されるが、農業者年金基金の平成14年～令和5年間の平均運用利回りは年率3・05％と比較的高い水準で推移している。加えて終身年金であるため、長期加入を見込める若者や、65歳時点の平均余命が男性より約5年長い女性には大きな利点になることから、加入を促すメリットとして提示できる。

加入推進は短期間で成果が現れるものではないが、市町村農業委員会委員、事務局担当者、重点農業委員会加入推進部長には、農業者が集まる座談会などの機会を積極的に活用し、継続的な制度周知と加入推進活動をお願いしたい。

（林佑）

農地法個別テーマ別研修会

大阪府は3月30日、大阪市内・咲州庁舎で農地法個別テーマ別研修会を開催し農委職員らが参加した。テーマとして大阪府・大阪府職員協議会・大阪府農業会議が協議・検討し改定した「農地法関係事務処理の手引き」の主な改正内容について説明。

農地法第3条の改正内容について農業会議の田村主幹から説明があった。

手引きの冒頭に農地法上の「農地」についての判断基準を新たに明記。また、相続や遺産分割、時効取得等に伴う法第3条の3の届出において疑義案件を除き登記事項証明書等の一律提出を求めないこと、国籍の確認、農地法等その他の農業に関する法令の遵守の確認など、前回手引き（令和6年3月）から農地法の改正があったものや、日ごろ各農業委員会から質問が寄せられていた内容について紙面の範囲内で書き込みをした旨を説明した。

続いて、府農政室松田補佐からは法第4条、5条、18条等について説明があった。

特に農地転用では、立地基準で、農地区分の妥当性の判断、第1種農地の既存施設拡張（2分の1を超えない範囲）を短期間で繰り返す案件には厳格に対応すること、また第2種農地の街区の考え方などについて詳細な説明があった。

一般基準では、農地転用の確実性の判断において、融資（出資）関心（意向）表明書だけでは資力要件を充足しないことや、農地造成（農地改良）において許可を要しない要件に盛土規制法の許可を要する工事に該当しない旨を追記したこと等を説明した。

最後に、多発する大規模農地転用案件に対応するため「農地転用を伴う市街化調整区域における地区計画に係る手続きの流れについて（通知）」に基づき農地部局と都市計画部局のチェック体制・協議の仕組みについて説明した。

（増山）

制度のメリット説明はこちらから

NOUNEN

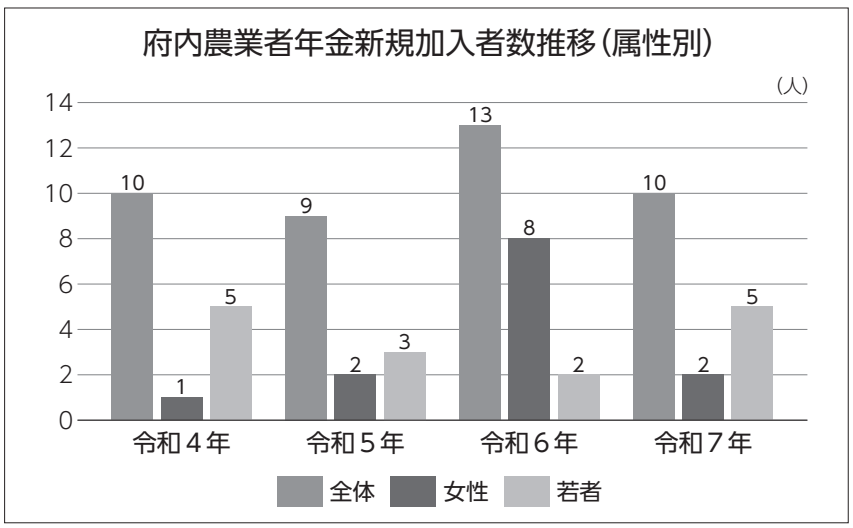

「なにわ農業賞」8年度募集
優れた経営体を表彰

農業会議はこのほど、「第27回なにわ農業賞」（後援・大阪府、大阪府農業協同組合中央会）の募集を開始した。

この賞は、先進的な農業経営によって地域農業をリードするとともに、都市環境の維持・改善への貢献を通じて、大阪農業の存在価値の向上に寄与している農業経営体を顕彰することが目的。平成12年の創設以来、これまで府内の173経営体が受賞してきた。

表彰部門は、個別経営の部、法人経営の部に加えて7年度から「新規就農者の部」が新設されている。

6月15日（月）までに、農委会長等は関係機関・団体の協力を得て、農業会議に候補者を推薦する。農業会議では、審査委員会を経て顕彰委員会で決定する。表彰式は、10月29日開催予定の大阪府農業委員会大会席上で執り行う。

昨年度は、個人経営部門で、神藤秀和氏（泉佐野市・野菜苗、芝生、ブドウ、水稲等）、藤田善敬氏（泉南市・八尾市・クリスマスローズ、紫陽花、西洋大文字草等）、横尾誠久氏（柏原市・ブドウ）、芝尾健氏（堺市・トマト、ネギ、シュンギク、コマツナ、水稲等）の4経営体、昨年度より新設した新規就農者部門で西野朱樹氏（岸和田市・水ナス、シュンギク、トウモロコシ、カブ等）、渡邊博文氏（八尾市・サツマイモ）、岸田崇氏（枚方市・イチゴ）の3経営体がそれぞれ受賞した。（沼田）

241件を認定
大阪府農業経営計画認定審査

大阪府農業経営計画認定審査会（会長・摂南大学農学部浦出俊和教授）は3月25日にJAバンク大阪信連事務センターで、府知事から諮問のあった241件の経営計画について審査した。

今回は昨年10月1日から今年1月10日までの受付期間の計画で、審査の結果、全てが適当であると府知事に答申した。

内訳は新規が55件、継続が186件。認定タイプでは「大阪府認定地域貢献型」が210件「大阪エコ農産物の認証」が24件「地域営農組織」が5件「大阪府認定経営強化型農業者」が2件であった。

また、年齢別では70歳代が101件、60歳代が76件、50歳代が20件、80歳以上と40歳代が15件、39歳以下が9件、組織が5件となり、地区別では泉州81件、中部67件、北部53件、南河内40件となった。（藤岡）

なにわ農業賞受賞者紹介93
都市近郊で水なすを生産
泉佐野市・松浪　正幸さん

令和元年度になにわ農業賞を受賞した泉佐野市下瓦屋の松浪正幸さん（59）は、主要作目であるハウス水なす10アールのほか、ブロッコリーやリーフレタス、コマツナ、ミズナなどの多品目の野菜を計90アールで生産している。先祖代々専業農家の家に生まれ、会社勤めを経た後の平成13年、31歳で就農した。

経営面積の約半分は生産緑地。都市近郊の立地を活かし、販路はJA出荷を中心としながら、JA直営の農産物直売所「こーたり～な」や地元の「ホテル日航関西空港」などにも出荷している。

昨年までは、地域の農業者らとともに「北中マルシェ」を定期開催しており、訪れた地域住民とコミュニケーションをとりながら農産物を直売。都市部ゆえに地域住民との共生が重要という考えのもと実践してきた取り組みだ。

時代に適応して農業を続ける

近年、資材価格の高騰に加え、近隣で宅地化が進んだことで水はけの悪化といった課題も生じ、営農環境にもこれまで以上の配慮が求められている。また、平成30年の台風第21号では、近隣の多くの農家のハウスが倒壊する中、自身のハウスの周辺が住宅であったため、無事であったことに安堵すると同時に、農業が常に災害と隣り合わせであることを痛感した。

そうした中で、少しでも無事に長く農業を続けていくことが重要であり、多くの消費者に野菜を届け続けることが農家の役割だと考えるようになったという。

また、過去にはロマネスコやサボイキャベツなどの希少野菜の生産にも取り組んできたが、近年は近隣農家とともにミニ白菜の生産にも取り組み始めている。「単身世帯が増える中で一般的なサイズの白菜は使い切りにくい家庭もあり、量が手頃なミニ白菜は時代のニーズに合うのでは」という狙いがあるそうだ。

将来は、自ら育てた野菜を使った料理をキッチンカーで提供したいという夢も持っている松浪さん。「後継者はいないので、できる限り営農を続けていきたい」と控えめに語る一方、時代に適応した農業への関心が窺える。（沼田）

松浪さんの水なすハウスで

近畿ブロック発表者を決定
府青年農業者会議

大阪府と大阪府4Hクラブ連絡協議会は3月24日、青年農業者会議を開催し、農業青年プロジェクト活動認定証式とプロジェクト活動発表を行った。

プロジェクト活動とはクラブ員自らが興味・関心の高い営農上の問題を発見し、それを解決するための目標を定め、解決方法を計画し、合理的に実施することを通じて農業改良などに関する知識と技術を身につける実践的学習活動とされている。

今年度のプロジェクト活動認定では優良賞6人、完了賞2人が認定された。

また来年1月に大阪で開催される近畿ブロック大会の代表選考については、日頃の実践活動で得た成果に関するプロジェクト発表とクラブ員が日頃考える意見発表を各2名が行い、大阪府「農の匠」の会田中成嘉副会長他5名の審査員で審査した。

その結果、プロジェクト発表では太子町の谷川久弥さんが、意見発表では羽曳野市の吉川幸一郎さんが大阪代表に選ばれた。

谷川さんは、価格競争が発生しやすい地域内でのぶどう販売の一部を、インターネットでの販売に転換するため、ホームページ・ECサイトの開設やネット広告の導入、マルシェなどでの対面販売で認知度を高め、SNSへ誘導するなどの様々な取り組み内容とその結果を、データに基づき発表した。

吉川幸一郎さんは、他府県農家から「大阪でもいちじくを作っているんですね」と言われたことから、羽曳野のいちじくを広めたいとの思いで、市内小学校などへの寄付や地元マルシェを開催し、子どもたちが「いちじくといえば羽曳野」と胸を張って言える地域にしたいなど、目指す農業を発表した。（藤岡）

大阪代表に選定された谷川さん（右）、吉川さん（左）

天気のおっちゃんのコラム
気象予報士、元普及指導員　森田　彰朗
第二十六回　「危険警報その二」

大雨関係の警報等が大変更

本年5月下旬からは、大雨関係の警報や注意報が、「土砂災害」、「氾濫」、「大雨」の3つの系列に整理し直されます。今号では各注意報・警報の内容について詳しく紹介します。

土砂災害注意報・警報・危険警報
土砂災害警戒区域では厳重注意

まず、土砂災害注意報・警報は、大雨の際に発生する崖崩れや土石流に特化した情報です。土砂災害は発生する場所が限られており、土砂災害警戒区域に指定されているところがほとんどです。土砂災害警報はレベル3に、土砂災害危険警報はレベル4に相当しますので、危険警報発表時には、土砂災害警戒区域からの速やかな避難が必要です。

氾濫注意報・警報・危険警報
大河川で堤防決壊・溢水の恐れ

氾濫注意報・警報は大きな川の氾濫に警戒を呼びかける情報です。すべての川に発表されるのではなく、大阪府内で対象となる河川は別紙の大河川です。こちらも危険警報になれば、その川の浸水想定区域からは避難が必要です。

大雨注意報・警報・危険警報
内水氾濫やアンダーパスは危険

改訂後の大雨注意報・警報は、主に中小河川や下水道等の増水等による浸水について、危険を示すものになりました。単に雨の量を示すのではなく、浸水害の可能性を予報するものですので、他の警報等と同様、発表状況を注意深く把握し、営農対策や避難判断に役立ててください。

今年の梅雨には聞き慣れない名前の注意報・警報が発表されます。十分注意して、情報をうまく活用しましょう。

ワンポイント
農業気象（5月）

積乱雲による強雨・突風
雨が少なければ渇水に注意

大阪府内で氾濫警報等の発表対象となる河川
（R8.3現在、著者まとめ）

水　系	河川の名称
淀　川（寝屋川水系）	淀川、神崎川、安威川
	寝屋川、古川、恩智川、第２寝屋川 楠根川、平野川、平野川分水路
大和川	大和川下流、石川
大津川	大津川、槇尾川、牛滝川

第121回常設審議委員会

農業会議は4月20日、第121回常設審議委員会を大阪市内・JAバンク大阪信連事務センターで開いた。

第1号議案の農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取に回答する件（高槻市、能勢町、箕面市、岸和田市、堺市、河内長野市、枚方市、寝屋川市農業委員会会長）11件（6万2973平方㍍）を許可やむを得ないと認め、回答することを議決した。

【第1号議案】

	件数	面積（平方㍍）
第4条	3	2962
第5条	8	6万0011
合計	11	6万2973

（農地区分別件数は、3種農地7件、2種農地4件）

春の叙勲　上田幸男氏、上山芳次氏が受章

上田幸男氏

上山芳次氏

令和8年春の叙勲で、大阪狭山市農業委員会会長の上田幸男氏（73）、枚方市農業委員会会長の上山芳次氏（80）がそれぞれ旭日単光章を受章した。

農業委員会等農業関係団体の要職にあって、大阪農業の振興に寄与した功績によるもの。

大阪府人事異動（敬称略）

【大阪府環境農林水産部】

（4月1日付け、農業関係のみ、課長級以上）

［部長級］

▽環境農林水産部環境政策監　岡野　春樹

［次長級］

▽環境農林水産部次長　長町　憲一

▽中央卸売市場長　光野　秀樹

［課長級］

▽環境農林水産総務課参事　福神　邦夫

▽参事（岸和田市）尾本　啓

▽農政室参事　永井　克尚

▽北部農と緑の総合事務所長　杉田　和繁

▽同地域政策室長　粟波　快尚

▽中部農と緑の総合事務所長　志摩　暁

▽南河内農と緑の総合事務所長　柴崎　高宏

▽同地域政策室長　奥野　裕貴

▽泉州農と緑の総合事務所参事　森脇　裕幸

▽同地域政策室長　栃原　邦匡

▽大阪府立環境農林水産総合研究所農業大学校校長　岡崎　宏樹

第45回 全国豊かな海づくり大会

なにわ 魚庭の海おおさか大会

11月に大阪で初開催

今年11月、「第45回全国豊かな海づくり大会」が初めて大阪府で開催される。本大会は、水産資源の保護・管理と海や湖沼・河川の環境保全の大切さを広く発信し、つくり育てる漁業の推進によって漁業の振興・発展を図るもの。

大阪では、大都市近郊に位置するという立地条件を活かし、新鮮な水産物を消費地に届ける都市型漁業が展開されている。

本大会を通じて、豊かな大阪湾の魅力を広く全国に発信するとともに、水環境の保全に係る取組等を推進することにより大阪の水産業の振興と豊かな海づくりを実現する。

【日程】11月14日（土）～15日（日）

【場所】

・式典行事：南海浪切ホール（岸和田市）

・海上歓迎・放流行事：府営りんくう公園　シーサイドウォーク（泉佐野市）

・関連行事：岸和田会場　岸和田旧港地区緑地（通称：アクアパーク）

泉佐野会場：りんくうアイスパーク（沼田）

農業会議人事異動

農業会議は、4月1日付けで事務局の人事異動を発令した。

【異動】

▽総務課主事　林　佑一郎

【大阪府へ研修派遣（農政室推進課経営強化グループ副主査）】

▽　田村　慶

人事異動（敬称略）

【農業委員会新事務局長】

（令和8年4月1日現在）

▽島本町　佐藤　成一

▽高槻市　福原　正行

▽茨木市　松下　伸弘

▽摂津市　田村　信也

▽豊能町　田中　久志

▽池田市　矢野　嘉章

▽忠岡町　新家　花奈

▽和泉市　前田　志織

▽岸和田市　山田　俊晴

▽泉佐野市　田中　準二

▽阪南市　藤原　健史

▽千早赤阪村　下休場健司

▽河内長野市　山崎　広雄

▽藤井寺市　金澤由記子

▽八尾市　前田　匡貴

▽東大阪市　杉本　篤史

▽枚方市　長村　吉伸

▽寝屋川市　岡本　智行

お知らせ

令和8年度全国農委会長大会

一般社団法人全国農業会議所は「『地域計画』の実現を通じた持続可能な農業・農村の構築に向けて」をテーマに令和8年度全国農業委員会会長大会を開催する。概要は次のとおり。

◇日時　6月2日（火）13時～14時50分
◇場所　文京シビックホール（東京都文京区）
◇議案　「力強い農業構造の実現と農地フル活用に向けた提案（案）」ほか

府肥料価格高騰対策支援事業
応募申請の受付を開始

大阪府は6月30日まで、肥料など農業資材価格の高騰による生産コストの増大に対し、府内農業者の営農の継続を支援するため「大阪府肥料価格高騰対策支援事業」を実施し、応募申請を受け付けている。

支援対象となるのは、府内に住所または本店を有し、令和7年分の確定申告書における農業所得に係る販売金額が100万円以上ある農業者。販売金額に応じて肥料価格の高騰率を基に算出した1万円から210万円の「大阪府肥料価格高騰対策支援金」を支給する。

申請方法は、原則オンライン（困難な場合は郵送可）。大阪府行政オンラインシステムを使用し、青色申告決算書や確定申告書の写しなどの必要書類とともに提出する。

募集要項などの詳細は見出しのQRコードから。（沼田）

随　想

大切なご家族の未来をつなぐ「ほっとバトン活動」

全国共済農業協同組合連合会大阪府本部
本部長　林　桂多

最近、金利のある世界が実に30年ぶりに戻ってきました。

私が入会した当時は、程なくしてバブルが崩壊、市中金利はどんどん下がり、ご加入いただくと掛金以上の満期共済金が返ってくる時代から、目に見えない形もない保障の対価として掛金を支払っていただくという、今日では当たり前の時代へと移っていく節目であったように思います。

この節目にあたり、我々は共済事業に対する新たな価値観への対応を求められていました。「万一のことが明日起きるかもしれないと思ってもらえるにはどうしたらよいのか」、「今までで一番わかりやすく興味を引いてもらえる研修をするにはどうしたらよいのか」、「推進方法のお手本を見せられる職員になるにはどうしたらよいのか」、私たちはそんなことを真剣に考え、実践することで共済推進の最前線のお役に立ち、「お前ら言うだけやないなあ」、「また来てくれよ」という言葉をかけてもらうことが〝やりがい〟の源でした。

時を経て今や共済連の管理職のほとんどが推進現場の経験者となったことで、共済推進のみならず事務手続きや支払査定においても、現場目線で思考できる職員を育成し、共済の知識とノウハウを現場に伝えることが少しずつできるようになってきているように思います。「ありがとう」、「助かったわー」という言葉をかけてもらうことが、私たち共済連職員共通の〝いきがい〟になったのかもしれません。

「JA共済」はもう少しわかりやすく言うと「協同組合保険」、「組合員の組合員によるメンバーシップ保険」と言い換えることができます。ですから、現在の組合員の皆さんに万一のことがあった時にお役に立つことが、JA共済事業の使命です。実は大阪のJA共済事業において、ここ数年伸びている数字があります。それは死亡共済金の支払実績です。いわゆる「団塊の世代」（昭和22年～24年生まれの世代）がすでに後期高齢者となっていることもあり、JA共済の死亡共済金は増加傾向にあります。しかしながら、認知症、介護、相続などに備える「ひと」保障への組合員加入率は高くありません。

JA共済では昨年度から大切な家族の未来をつなぐ「ほっとバトン活動」を展開し、現在の組合員と次世代が同席のもと、今後必要な「ひと」保障に備える活動の定着をめざしています。高齢になった組合員の方々の「自分の老後や相続で家族に負担をかけたくない」という想いを、共済の〝バトン〟で繋ぐことが組合員の「安心」と「満足」につながり、大阪の農業と中小零細の〝農の営み〟を守ることにつながると信じて、今年も共済事業の普及活動に邁進したいと考えています。

◇筆者の紹介（はやし　けいた）
昭和42年生まれ。関西学院大学経済学部卒、平成元年、当時の大阪府共済農業協同組合連合会に入会。普及部長、管理部長、副本部長を経て令和7年7月より現職。